

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けて、滋賀県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する2030(令和12)年までの基本計画として、「生物多様性しが戦略2024～自然・人・社会の三方よし～」を策定し、取り組んでいます。

1. 生物多様性の可能性

わたしたちの暮らしは、生物多様性が育むさまざまな自然の恵みに支えられています(生態系サービス)。植物の光合成によって生まれる酸素や、分解された生きものの遺体が混ざり込んだ土壌、水中の栄養塩などがわたしたちを含む生命の生存を支える土台となって(基盤サービス)、食料、木材、衣類、紙、医薬品としてわたしたちの生活に欠かせない物資が供給され(供給サービス)、気候の緩和や水源の涵養、水質の浄化といった環境条件が調整され(調整サービス)、自然がもたらす癒しや景観、自然とともに育まれた文化や知恵が心身を豊かにしてくれます(文化的サービス)。

このように生物多様性の恩恵は、わたしたちの衣食住、スポーツや文化、心と身体の癒し、社会経済活動のベースとなるものです。豊かな生物多様性を保つことは、心身両面の健康をもたらし、わたしたちの生活の質や社会経済活動の生産性を高める可能性を秘めています。

2. 生物多様性保全の必要性

わたしたちは生物多様性から多くの恩恵を享受しながらも、便利で快適な暮らしを求めるなかで、生物多様性に様々な負の影響を与え、その可能性を脅かしています。生物多様性の危機をもたらす要因としては、開発や乱獲などの直接的な人間活動によるもの(第1の危機)、里地里山の利用など人間の自然に対する働きかけの減少によるもの(第2の危機)、外来種や化学物質など人間が持ち込んだものによるもの(第3の危機)、気候変動など地球規模の環境変化によるもの(第4の危機)があります。近年、生物多様性の損失は気候変動とともに世界全体で喫緊の課題であると同時に、地域課題でもあるため、これに対処し、行動する必要があります。

3. 目指す姿・取組方針

2030(令和12)年の目指す姿として、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」を掲げ、滋賀の生物多様性の状況が、自然と人が共生する社会の実現に向かう入口にあることを実感できる状態に向けて、質と量の両面からみんなで取り組むこととしています。

保全・活用・行動の3つの方針の下、質と量の両面から取組を進めることとしていま



す。世界および国において象徴的な目標とされている「30by30 目標」(2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標)に関連した量的目標としては、滋賀県では法令による保護地域が既に県土の41.6%(16万7616ha)となっているものの、琵琶湖をとりまく地域の保護・保全をさらに進めていくため、「2030(令和12)年までに5000haの保護・保全地域の増加(計17万2616ha:42.9%)」を目指します。

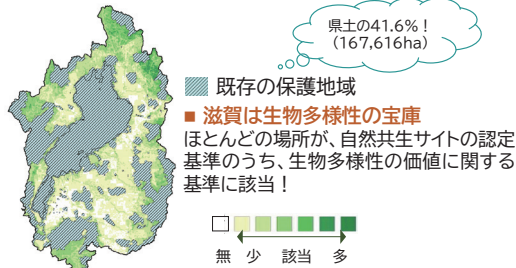


図7-2-1 保護地域および生物多様性の保全上重要な場所

4. 戦略の推進

生物多様性はわたしたちみんなの財産であり、保全と持続可能な利用を通じて、その恵みを次の世代に引き継いでいく必要があります。マザー・レイク・ゴールズ(MLGs)等の取組と合わせ、日常の中にある生物多様性を見つけることで、みんなで取り組む土壌を育みます。各主体が担い手となり、それぞれの役割を果たしながら相互に連携して取り組むことが重要です。

表7-2-1 各主体の役割

主体	役割 (例)
個人・団体	- 近江の食を楽しむ。地域のルールやマナーを守りながら自然に親しむ。ペットは責任を持って飼う。環境に優しい商品やサービスを選ぶ。 - 地域の自然や伝統文化、食、歴史等について調べ、知り、記録し、伝える。地域で環境保全の取組を行う、またはボランティア活動に参加・協力。
事業者	- 持続可能な農林水産業の実践、生物多様性保全に資する技術・製品・サービスの提供、自然資本関連の財務情報等の開示、ESG投資など。 - 工場敷地内の緑地や水辺、社有林等をOECM等として管理。地域の生物多様性保全の取組の実施・支援。
教育・研究機関	- 学ぶ機会や体験の機会を提供。地域の生物多様性の状況等について調査・研究し、その結果を広く伝える。 - 専門的な見地から、行政、事業者、地域団体など関係主体に生物多様性の保全に向けた提案や助言。
県・市町	- 保護地域の指定。地域で大切にされている里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を保全。 - 防災・減災、人の健康、地域の活性化、地域課題の解決に向けた自然の積極的活用、持続可能な農林水産業を促進。 - 事業者や都市住民等を含め多様な主体が、地域における環境保全の取組に参加・協力する機会や互いに交流する場づくり。

自然環境保全課

【保護地域】法令により保護されている地域(ex.自然公園等)

【保全地域(OECM)】保護地域以外で民間等の取組により生物多様性保全が図られている地域(ex.企業緑地、社寺林等)